

随意契約理由書

件名	鷗越斎場他炉設備改修工事
契約の相手方	昭栄建設(株)
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>神戸市の火葬炉について、性能の維持保全のため炉の巻替え・台車改修を6年ごとに行っている。 今回工事は、鷗越斎場の30炉の内、全面巻替が5炉、台車新替が5台、台車打替が5台。甲南斎場の10炉の内、全面巻替が2炉、台車打替が3台。西神斎場の11炉の内、全面巻替が2炉、台車打替が2台・有馬斎場の2炉の内、台車打替が2台である。 神戸市の全ての火葬炉は上記請負人の施工であり、性能に大きな影響を与える炉内のアーチ形状を実現する為の型枠等、重要な設計図書や技術ノウハウは施工業者しか知りえない。また、台車の打替・新設にあたってアーチ形状等炉内への影響に留意する必要がある。 以上の理由から、性能を維持し運転方法を変更することなく改修工事を行うことが可能であるのは上記請負業者のみである。 よって、上記請負人と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建築住宅局設備課機械係 (電話番号 322-5643)